

事前協議における留意事項

沖縄県生活福祉部障害福祉課

沖縄県では以前より、事業者と事前協議で事業内容を確認のうえ申請書類を提出いただき、書類審査を経て障害福祉サービス事業者として指定しているところです。

事業者の皆様におかれましては、円滑な事前協議を行うため、下記の事項に御協力いただきますようお願い致します。

■指定に係る法令、条例などの事前確認

事前協議の前には、指定を受けようとする障害福祉サービス等に関連する指定基準（厚生労働省令、県条例など）の条文等を御確認をお願いします。

指定基準等の各種法令を把握していない事業者を指定障害福祉サービス事業者として指定することは結果として、利用者が不利益を被ることとなるため、御協力よろしくをお願いします。

■必要書類の準備

事前協議に必要な書類は、すべて揃えていただきますようお願い致します。

（事前協議で提出されない必要書類がある場合や不備がある場合は、協議日の延期、もしくは不足書類を後日提出いただきます。）

■事業内容の説明

事前協議の間では原則、事業者で作成した書類を用いて事業内容を説明いただき、不明な点は県の担当者から質問し、回答いただく形式で行います。

（事業内容に不明な点がある場合は、協議の追加、延期、又は後日に回答いただきます）

■申請書類による審査

事前協議が成立した場合でも指定を確約するものではありません。

指定の可否については、事前協議の成立後に提出いただく申請書類で詳細に審査します。

■各法令の遵守

都市計画法、消防法、建築基準法、農地法など各種法令による土地、建物の制限については、事前に事業者で関係行政機関へ御確認のうえ事前協議を予約するようお願い致します。